

2021年度〔令和3年度〕 事業計画

社会福祉法人アンビシャス

目次

法人理念	3
社会福祉法人アンビシャス「法人計画」	4
職員研修計画	6
生活介護事業所「デイサービスセンターいるか」	9
生活介護事業所「フルハウス」	11
生活介護事業所「自由工房」	13
身体障がい者福祉ホーム「ステップ6・2」	15
居宅介護事業所「アンビシャスケアセンター」	16
訪問介護事業所「アンビシャスケアセンター」	17
札幌市障がい者相談支援事業所「相談室すきっぷ」	19

法人理念

『どんなに障がいが高くても、自己選択・自己決定・自己責任において、自分が望む地域で暮らせる社会を目指す』

運営方針

1. 私たちは、当事者運動から生まれた法人として、障がいのある人とない人が対等・平等な関係のもとで活動します。
2. 私たちは、利用者支援に必要な専門性をより高め、意欲と誇りをもって働くことができる職場づくりを目指します。
3. 私たちは、障がいの有無にかかわらず、誰もが尊重され共に暮らすことのできる地域づくりを目指します。

地域で暮らす、その一歩を、ここから

2000年4月に開所したアンビシャスは、自立をめざす障がいのある方の「生活」と「活動」の場です。

施設ではなく、ひとつの地域と位置づけ、さまざまな経験を経て、実際に自立して生活することを目標としています。

また、障がいのある方もない方も、新たな交流の場としてぜひ活用してください。

社会福祉法人アンビシャス「法人計画」

基本方針

- 1 社会福祉法人に求められている使命と役割を踏まえ、関係法令に基づき、法人全体の経営組織のガバナンスと運営体制及び事業運営の強化と透明性の向上に努める。
- 2 当事者運動から生まれた法人として、利用者の自己選択・自己決定を根幹とした利用者主体の支援姿勢を心がけるとともに障がい者を取巻く社会環境の変化と障害福祉制度の動向及びコロナ禍の影響を踏まえた事業の見直しと事業間の連携を強化する。
- 3 すべての職員が利用者支援に必要な専門性を高めるとともに意欲と誇りをもって働くことができる職場環境と労働条件の改善を進め、既存事業の充実と新規事業の実施に関する検討を進めるとともに地域社会に貢献できる法人へと発展させていく。
- 4 昨年、法人設立 20 周年を迎え新たに定めた運営方針とコロナ禍の影響を踏まえて法人の一層の安定的経営と事業のさらなる発展と拡大に向けた取り組みを行う。

重点項目

- 1 法人の経営組織と運営体制の強化及び透明性の確保
- 2 各事業の見直しと利用者支援に関する専門性の向上
- 3 人材育成、組織強化、労働環境の改善

重点項目

- 1 法人の経営組織と運営体制の強化及び透明性の確保
 - (1) 地域の利用ニーズと法人の経営状況を踏まえ、既存事業の支援方法の検討と充実及び将来の新規事業の立ち上げなど、法人全体の更なる発展と成長を目指す。
 - (2) 事業の拡大については、当法人の利用者の状況や社会情勢及び法制度に基づき、新たな障害福祉サービスと介護保険サービスの実施について検討する。
 - (3) 定款、事業計画書、財産目録、役員報酬など、事業運営情報の公開による透明性の確保に努めると共に、適正公正な支出管理、財産の明確化などの財務規律の強化を図る。
 - (4) 感染症や災害の発生を想定した日頃からの備えや業務継続に向けた取り組みを推進する観点から、運営基準等について必要な見直しを行う。
 - (5) 障がい者の権利擁護、身体拘束等の適正化や障害者虐待防止を更に推進するために運営基準等を見直す。
 - (6) 法人内各種委員会の継続的かつ発展的な活動に努める。
 - (7) 地域における公益的な取り組みとしては、チャリティ募金自販機の設置、災害時における発電機の活用及び災害時の要配慮者二次避難所として施設等を活用する。なお、ながつきフェスティバルの開催、施設機能（陶芸室・浴室）の地域開放については、コロナ禍に留意して実施の有無等を判断する。
 - (8) 広報誌及びホームページを活用し、法人に関する情報発信と情報公開を充実させる。
 - (9) 各種助成金団体への申請を中心とした施設整備等を図る。

2 各事業の見直しと利用者支援に関する専門性の向上

- (1) 生活介護事業所「デイサービスセンターいるか」と「フルハウス」については、主たる事業所と従たる事業所としての関係を解消し、1Fフロアにおいて、ひとつの生活介護事業所として運営する。
- (2) 利用者ニーズに則した生活介護事業とするため、コロナ禍を踏まえた日中活動の充実とイベント企画などを実施する。
- (3) 生活介護事業については隔週での土曜日営業を試行し、利用者ニーズを踏まえて次年度以降の開所日の拡大、新規受け入れに向けた整備と支援体制の構築に取り組む。
- (4) 福祉ホームについては、「共同生活援助（外部サービス利用型）」への移行を検討する。
- (5) 相談支援事業を強化するために手稲区に指定相談室の設置を検討する。
- (6) 法人サービスの利用に関する利用者アンケートと家族懇談会を実施し、利用者支援の向上、各事業の充実及び法人運営に活かす。
- (7) 関係機関及び市内相談室と連携して新規利用者の受入れと事業の拡大に努める。
- (8) 事業の継続に必要な入浴設備の修繕・整備に関する計画を策定する。
- (9) 地域又は関係機関で主催されるバザー、地域行事等については、コロナ禍の状況を踏まえて参加の有無を決める。

3 人材育成、組織強化、労働環境の改善

- (1) 法人運営を強化するために生活介護事業を中心に担当する部長職を置く。
- (2) 管理者及び主任を中心とした事業運営を進める中、責任体制を確保しつつも権限の一部を他の職員にも委譲し、将来の組織力強化に向けた職員の育成環境を構築する。
- (3) 人材の育成とスキルアップに基準を置いた、個別面談の実施及び研修計画の策定と計画的に実施する。また、研修受講者には復命の機会を確保し、様々な知識と情報のフィードバックを行う。
- (4) 職員の腰痛を予防するために福祉機器の有効活用と新規導入の検討及び労働環境を改善する。その他、健康診断やストレスチェック及び産業医と連携した職員の健康管理及び助言指導を実施する。
- (5) 法人運営と経営状況を分析しつつ、職員の職場定着に向けた労働条件の見直しと改善を行うとともに、ハラスメント対策等を実施し適切な職場環境を維持する。

職員研修計画

基本方針

- 1 職員の定着と人材育成・スキルアップを目指す。
- 2 個々のキャリアと職責に応じた内外研修への積極的な参加を計画的に行い、多様なニーズと利用者支援に必要な専門性をより高め職員の資質の向上を図る。

重点項目

- 1 実務における支援技術と専門性の向上
- 2 教育風土の構築
- 3 資格取得支援
- 4 実習生の受入れに向けた体制の確保

重点項目

- 1 実務における支援技術と専門性の向上
全ての職員を対象とし、それぞれの職務と職責に求められる専門性の向上を図る。
- 2 教育風土の構築
 - (1) 新規採用職員の新人研修を実施する。
 - (2) 管理者、主任、主任補佐等を対象とした各種研修への参加を促進する。
 - (3) 新任又は中堅職員など、職務経験に合わせた各種研修の受講。その他、業務を通じたOJT教育を促進する。
- 3 資格取得支援
公的資格取得支援制度の活用を推奨することにより介護福祉士等の資格取得や介護職員初任者研修、実務者研修等の受講を促進する。
- 4 実習生の受入れに向けた体制の確保
実地研修指導者研修の受講による指導看護師及び実習指導者講習会（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）の受講によって実習指導者を養成する。

研修予定一覧

	主催者・団体・会社名	研修内容	対象者
1	内部研修（法人内委員会主催含）	各種制度の理解、虐待防止、事故防止、感染防止、 日中活動支援、介護技術、車両運転など	全職員対象
2	外部研修（市内外、道外）	外部施設見学や実習、福祉機器展など	全職員対象
3	関係機関主催の研修	勉強会又は講演会	全職員対象
4	地域部会、専門部会	勉強会又は講演会	全職員対象
5	北海道ケアマネジメント ネットワーク	相談支援従事者研修 （サービス管理責任者向け・基礎研修・現任研修）	生活介護、相談支援の要件該当者
6	北海道社会福祉協議会	介護職員等のたん吸引等研修 指導看護師	生活介護、居宅介護の要件該当者 看護師
7	北海道社会福祉協議会	新任介護職員研修	経験年数 3 年未満
8	各種養成校	福祉有償運送運転者講習・同行援護従事者養成研修	居宅介護
9	各種養成校	介護職員初任者研修、実務者研修等	無資格者
10	吉岡経営センター	法人運営等に関する研修	総合施設長、部長、管理者等

2021年度 開所予定表(案)

4月		21	
平日・白い恋人パーク散策			
日	月	火	水
4	5	6	7
11	12	13	14
18	19	20	21
25	26	27	28
			29
			30
			31

5月		20	
同一企画15日・29日運動会			
平日・花見ドライブ			
日	月	火	水
2	3	4	5
9	10	11	12
16	17	18	19
23	24	25	26
			27
			28
			29
			30
			31

6月		22	
平日・円山動物園			
日	月	火	水
6	7	8	9
13	14	15	16
20	21	22	23
			24
			25
			26
			27
			28
			29
			30
			31

7月		22	
同一デリバリー3日・17日			
平日・流しそめん			
日	月	火	水
4	5	6	7
11	12	13	14
18	19	20	21
25	26	27	28
			29
			30
			31

8月		22	
同一企画7日・21日			
(焼肉)			
平日・ポッチャ大会			
日	月	火	水
1	2	3	4
8	9	10	11
15	16	17	18
22	23	24	25
			26
			27
			28
			29
			30
			31

9月		21	
※ながつき 4日			
平日・茶話会			
日	月	火	水
5	6	7	8
12	13	14	15
19	20	21	22
			23
			24
			25
			26
			27
			28
			29
			30
			31

10月		22	
2日			
平日・ハロウィン			
日	月	火	水
3	4	5	6
10	11	12	13
17	18	19	20
24	25	26	27
			28
			29
			30
			31

11月		22	
同一デリバリー6日・23日			
平日・紅葉ドライブ			
日	月	火	水
1	2	3	4
7	8	9	10
14	15	16	17
21	22	23	24
			25
			26
			27
			28
			29
			30
			31

12月		22	
同一企画4日・18日			
クリスマス			
日	月	火	水
5	6	7	8
12	13	14	15
19	20	21	22
			23
			24
			25
			26
			27
			28
			29
			30
			31

1月		19	
10日			
日	月	火	水
2	3	4	5
9	10	11	12
16	17	18	19
23	24	25	26
			27
			28
			29
			30
			31

2月		20	
同一企画5日・23日			
施設内お祭り			
平日・節分			
日	月	火	水
6	7	8	9
13	14	15	16
20	21	22	23
			24
			25
			26
			27
			28
			29
			30
			31

3月		23	
21日			
平日・茶話会			
日	月	火	水
6	7	8	9
13	14	15	16
20	21	22	23
			24
			25
			26
			27
			28
			29
			30
			31

開所日合計	256
平日	240
土曜	12
日曜	0
祝日	4
休日	土:51 日:52 祝日:11 休業:6 計:120日
月-8日の合計	269
開所日差異	13

【勤務日数:245日+休日:120日=365日】

※9月のながつきフェスティバルは、新型コロナウイルス感染状況により開催の有無を決定

- 理事会・評議員会開催予定月
 - ・6月上旬 理事会(決算、事業報告)
 - ・6月下旬 評議員会(決算承認等)
 - ・8月上旬、11月上旬、1月下旬~2月上旬 理事会
 - ・3月下旬 理事会(予算、事業計画等)

生活介護事業所「デイサービスセンターいるか」

事業方針

地域に根差した生活介護事業所として多種多様な利用ニーズに応え、地域に必要とされる事業運営を目指す。

重点項目

- 1 日中活動の活性化と充実
- 2 障がい特性の理解と支援体制の連携強化
- 3 地域に住む多様なニーズのある方の受け入れと利用率の向上
- 4 従たる事業所「フルハウス」との統合に向けた体制と環境の整備
- 5 開所時間の変更とサービス提供基盤の整備

重点項目

1 日中活動の活性化と充実

- (1) 日頃の関わりや面談を強化し、利用者と一緒に考え、取り組める活動や達成可能な目標を提案し、利用者自身が主体的・意欲的に取り組める個別支援計画を作成する。
- (2) 個別支援計画に対する情報共有を職員間で密に行い、共通の認識を持ち統一性のある支援を目指す。
- (3) 「楽しめる・継続出来る」活動を考案し、参加しやすい雰囲気作りや支援体制の整備を行う。
- (4) コロナ禍における運動不足の解消や ADL の低下予防を目的とした体操やスポーツ、レクリエーションを月単位でプログラム化し日中活動の活性化を図る。

2 障がい特性の理解と支援体制の連携強化

- (1) 職員会議を実施し日々の介助方法の見直しや検討を適切に行い情報共有や統一性のある対応と支援水準を引き上げ、安定した安全でより良い支援体制を構築する。また、併設事業との連携強化を図り多種多様なニーズに対応出来る職員の育成を行う。
- (2) 支援技術の向上、多様な利用ニーズに対して適切な支援が提供できるよう、障がい特性の理解、制度の理解を深め、スキルアップ向上を目的とした研修に参加する。

3 地域に住む多様なニーズのある方の受け入れと利用率の向上

- (1) 知的や精神に障がいのある方の柔軟な受け入れに取り組むため、障がい特性の理解や日中活動の見直しを行い、地域の利用ニーズに応じた支援体制を整備する。
- (2) 若年層利用者の受け入れに向けた取り組みとして関係機関（各特別支援学級、相談室）へ事業所PRを行う。

4 従たる事業所「フルハウス」との統合に向けた体制と環境の整備

- (1) 10月を目標にフルハウスと統合。同一フロアで活動を展開するための体制整備と環境整備を行う。
- (2) フルハウスとの円滑な統合に向けて、当該利用者の介助方法の点検を行い職員間で共有化を図る。また、活動フロアの有効活用と日中活動時における支援方法の見直しや、入浴体制の実施方法も含めた効果的な支援体制を整備し、統合する事業間の一体的な支援体制の構築に努める。

5 開所時間の変更とサービス提供基盤の整備

- (1) 日中活動の充実や入浴サービスの円滑化を図ることを目的に、開所時間の変更に向けた送迎方法の体制整備を行う（車両と運転手の確保、送迎中の医療的ケアの体制）。
- (2) 障がい特性にあった設備と浴室設備の老朽化に伴う大小浴室の環境設備に向けて検討する。
- (3) 入浴サービス提供時の利用者が安心して入浴でき、介護職員の腰痛予防に繋がる入浴設備等の新規導入を検討する。

生活介護事業所「フルハウス」

事業方針

- 1 重度の心身障がいがあっても、社会参加や幅広い交流ができる開かれた日中活動の場を提供する。
- 2 様々な経験ができる活動や身体機能の維持と向上を目指した活動を基本として、利用者の生活をより豊かにできるプログラムを実施する。

重点項目

- 1 身体機能の維持と向上を中心とした日中活動
- 2 生活支援員と看護師との連携した安心・安全な支援の提供
- 3 既存登録者、新規利用登録の受け入れに向けた取組み
- 4 主たる事業所「デイサービスセンターいるか」との統合に向けた体制と環境の整備
- 5 開所時間の変更とサービス提供基盤の整備

重点項目

1 身体機能の維持と向上を中心とした日中活動

- (1) コロナ禍での感染予防対策を行いながら、日中活動の充実を図る。
- (2) 利用者個々の ADL 状況を考慮し、リラクゼーション、身体機能の維持向上を目的とした活動を実施する。

活動内容

- ・知育玩具や i Pad を活用した各種ゲーム、季節行事に合わせた創作活動、スヌーズレンの活用、楽器演奏と音楽鑑賞、個別支援計画に基づいたストレッチや体操、足浴や手浴、健康体操等。
- ・外出については、コロナ禍の市内感染状況を踏まえてドライブや公園等の半日外出を実施する。

2 生活支援員と看護師と連携した安心・安全な支援の提供

- (1) 生活支援員と看護師の連携による日中活動の支援と医療的ケアの提供を行う。併設事業所に配置している看護師間の連携を図り、生活支援員と看護師による支援体制の強化を図る。
- (2) 日々の介助方法を職員間で定期的に確認と情報共有を行い、統一性のある対応と支援水準の引き上げに向けた、より良い支援体制を構築する。
- (3) 医療的ケア実施者である生活支援員の定期的な手技の確認を指導看護師のもとで行い、介護職による医療的ケアのスキルアップを図る。

3 既存登録者、新規利用登録の受け入れに向けた取組み

- (1) 新規の利用申し込み者には早期に利用体験を進めると共に、利用目的と身体状況を踏まえた介助内容の把握と確認をし、円滑な利用受け入れを行う。また、既存の登録者の利用ニーズに応じて、利用日調整などの変更を行う。
- (2) 特別支援学校の実習生の受け入れは、進路指導部や担当相談室との連携を図り、地域における利用ニーズに応える。
- (3) 入浴を実施している数少ない生活介護事業所として、地域の利用ニーズに応えられる事業運営と体制を構築し、更なる利用率の向上を図る。

4 主たる事業所「デイサービスセンターいるか」との統合に向けた体制と環境の整備

- (1) 10月を目標にしているかと統合。同一フロアでの活動を展開するための体制整備と環境整備を行う。
- (2) いるかとの円滑な統合に向けて、当該利用者の介助方法の点検を行い職員間で共有化を図る。また、活動フロアの有効活用と日中活動時における支援方法の見直しや、入浴体制の実施方法も含めた効果的な支援体制の方法を整備し、統合する事業間の一体的な支援体制の構築に努める。

5 開所時間の変更とサービス提供基盤の整備

- (1) 日中活動の充実や入浴サービスの円滑化を図ることを目的に、開所時間の変更に向けた送迎方法の体制整備を行う（車両と運転手の確保、送迎中の医療的ケアの体制）。
- (2) 障がい特性にあった設備と浴室設備の老朽化に伴う大小浴室の環境設備に向けた検討をする。
- (3) 入浴サービス提供時の利用者が安心して入浴でき、介護職員の腰痛予防に繋がる入浴設備等の福祉機器の新規導入を検討する。

生活介護事業所「自由工房」

事業方針

1 利用者主体の活動

様々な経験を通してチームワークや人間関係を学び社会生活力の向上を目指す。職員は利用者主体の活動に取り組めるよう、必要な支援とエンパワメントの姿勢を持って関わる。

2 可能性の発掘

重度の障がいがある方の新規受け入れを積極的に行い、様々な体験活動を通じて、興味を持ち楽しみながら取り組めることを社会参加の大切な第一歩として意識し、個々に合わせた活動を見つけ本来持っている力を育てていく。

重点項目

1 個別支援計画に基づく取り組みの強化

2 日中活動の充実と社会生活力の向上

3 新規利用者の受入れと多様化するニーズに沿った支援技術の向上

重点項目

1 個別支援計画に基づく取り組みの強化

(1) 定期的に職員会議を開催し、個別支援目標に沿った日中活動となるよう、利用者自身による認識と職員の共通認識の基で支援する。

(2) 特別支援学校卒後の利用者や若年層向けの個別支援計画には、社会生活に活用できる取り組みや社会参加を充実させた内容と知育玩具や学習ドリルを活用し、学力の向上を目指した支援を行う。

(3) 日頃の日中活動や個別面談による聞き取りにより、活動を楽しむ中で充実と達成感が得られ、利用者自身が主体的・意欲的に活動出来る個別支援を行う。

(4) 個別支援目標に基づき、歩行訓練や作業訓練及び健康体操を行い身体機能の向上を図る。

2 日中活動の充実と社会生活力の向上

日中活動の充実

創作活動

(1) 販売活動の活性化を目標に新商品の開発を行う。既存の商品では、販売目標を設定して安定した創作活動に取り組む(ステンシル・コースター・紙漉き：葉書)。

(2) 陶芸、生け花などの個別の希望に合わせた趣味活動への取り組みと支援体制の整備。

(3) ちぎり絵、ぬり絵、ipad アプリを活用し活動内容の充実を図る。

生産活動

- (1) ステンシル布巾等の創作物の作成と販売、外部からの委託作業（ヤマトDM便）などにより工賃の配分を行う。
- (2) 喫茶の営業や施設内バザー、創作物の外部販売などを通して、接客や商品管理などの職業体験の貴重な場として活動する。
- (3) 障がいの程度を問わず、生産活動に参加しやすい環境作りや工賃分配方法の見直しを行い、様々な体験活動に取り組む。

利用者の主体性を持った外出企画・館内レクリエーションの充実

- (1) コロナ禍における十分な感染対策を行いつつ外出の機会を設け、気分転換が図れる企画を実施する。また、利用者ニーズに合わせた外出やレクリエーションを計画し、企画の充実と外へ出る機会の創出を図る。
- (2) 若年層の利用者には楽しみながら社会体験に繋がる、館内レクリエーションや外出を企画する。
- (3) コロナ禍における日中活動のマンネリ化を防止し、レクリエーション器具等の活用やスポーツゲーム、体操を取り入れ、運動不足の解消や心身のリフレッシュを図る。

社会生活力の向上

- (1) 日常生活に役立ち、日頃の興味や関心のあるテーマを中心に、利用者自身が主体性を持ち楽しみながら実施できるプログラムを開催する。
- (2) 個別に必要な社会生活力の向上と自立を目標に、男女別・テーマ別の少人数制による企画に取り組む。
- (3) 街頭共同募金への参加や地域のボランティア活動に参加し、外へ向けた様々な社会参加が体感できる機会を設ける。
- (4) 障がいの種別に関わらず、地域ボランティアや学生ボランティアなど、地域社会での新しい人との関わりを利用者自身で広めていく。

3 新規利用者の受入れと多様化するニーズに沿った支援技術の向上

- (1) 各特別支援学校や相談機関などに対して事業所PRを行うと共に、体験学習（実習）の受入れを積極的に行う。
- (2) 障がいの特性に応じた研修、生活支援員の専門知識の習得と支援技術の向上を図る。

身体障がい者福祉ホーム「ステップ6・2」

事業方針

地域移行に向けた通適的な場所としての住居を提供し、日常生活に必要な支援と自立生活を目指すための支援を行う。

重点項目

- 1 福祉ホーム入居後の日常生活支援の充実
- 2 安定した事業経営と地域移行を目指す福祉ホームの在り方についての検討

重点項目

1 福祉ホーム入居後の日常生活支援の充実

- (1) 地域移行を実現するための課題整理と目標設定を行い、定期的なモニタリングと評価を実施する（個別相談の充実化）。
- (2) 地域移行に向けて、近隣の相談室及びサービス事業所等の関係機関、不動産会社とも連携し、それぞれの機能と役割を明確にし、入居者が希望する地域への移行を円滑に行う。
- (3) コロナ禍に関わる感染防止対策を強化し、安心して生活できる住環境の提供を行う。
また、発熱者等があった場合の対応や他の入居者への対応は医療機関とも連携し、感染拡大防止に努める。

2 安定した事業経営と地域移行を目指す福祉ホームの在り方についての検討

- (1) 安定した事業運営と経営を図るため、これまでのステップ6・2（自立生活と地域移行に向けた通適的な住まいの場）として利用ニーズと入居者の生活状況を踏まえて、バリアフリー住環境を活かした共同生活援助（外部サービス利用型）への体系移行と支援体制を検討する。

**居宅介護事業所・重度訪問介護事業所・同行援護事業所
「アンビシャスケアセンター」**

事業方針

障がいのある方が地域で安心した自立生活を送るための居宅支援を行う。

重点項目

- 1 人材確保と安定した派遣体制の構築
- 2 利用者支援の技術向上と育成指導

重点項目

1 人材確保と安定した派遣体制の構築

- (1) 利用者の地域生活の維持と安定した事業運営を図るため、通年を通して計画的に人材確保を行う。
- (2) サービス提供責任者による支援状況の把握を行い、担当ヘルパー間の情報共有、事業所としての統一性と透明感のある事業運営を行う。
- (3) 地域に住む居宅生活者、福祉ホーム入居者への支援に対する安定した派遣体制と新規利用者の受入れと支援体制の構築を図る。

2 利用者支援の技術向上と育成指導

- (1) 居宅支援に必要な介護業務のスキルアップと適切なサービス提供を図るため、実務に関連する研修や事例勉強会を実施する。
- (2) コロナ禍における感染拡大防止と安全な支援に向けて、法人が定める新型コロナウイルス感染症対策マニュアルをもとに感染対策を講じ、安心して支援を提供できる体制を図る。また、発熱者等への支援は感染防止しに配慮し支援を提供する。

訪問介護事業所「アンビシャスケアセンター」

事業方針

要介護者の方が地域で安心した日常生活を送るための訪問支援を行う。

重点項目

- 1 新規事業開始の周知と新規利用者の受入れ
- 2 人材確保と安定した派遣体制の構築
- 3 利用者支援の技術向上と育成指導

重点項目

1 新規事業開始の周知と新規利用者の受入れ

- (1) 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、新規利用者の受入れを図る。

2 人材確保と安定した派遣体制の構築

- (1) 利用者の地域生活の維持と安定した事業運営を図る為、通年を通して計画的に人材確保を行う。
- (2) サービス提供責任者による支援状況の把握を行い、担当ヘルパー間の情報共有、事業所としての統一性と透明感のある事業運営を行う。
- (3) 併設する居宅介護事業所の利用者が介護保険制度へ移行となる場合、同一事業所からの継続した派遣体制を確保する。
- (4) 地域に住む在宅生活者への支援に対する安定した派遣体制と新規利用者の受入れと支援体制の構築を図る。

3 利用者支援の技術向上と育成指導

- (1) 居宅支援に必要な介護業務のスキルアップと適切なサービス提供を図るため、実務に関連する研修や事例勉強会を実施する。
- (2) コロナ禍における感染拡大防止と安全な支援に向けて、法人が定める新型コロナウイルス感染症対策マニュアルをもとに感染対策を講じ、安心して支援を提供できる体制を図る。また、発熱者等への支援は感染防止しに配慮し支援を提供する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症や在宅支援に必要な介護スキルアップに着眼点を置き、各種研修や勉強会を実施する。
- (4) 手稲区、西区の在宅ケア連絡会へ参加し、情報収集や共有を図り連携体制の構築を図る。

2021年度 アンビシャスケアセンター 居宅介護事業所・訪問介護事業所 共同年間研修計画

【内部研修】

実施予定日	研 修 会 名	実 施 者	予定参加者
4月	感染防止	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー
5月	オムツ講習会	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー
6月	①認知症及び認知症ケア	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー
7月	②認知症及び認知症ケア	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー
8月	身体介護（移乗）	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー
9月	身体介護（入浴）	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー
10月	家事・生活援助（調理）	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー
11月	事例検討会	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー
12月	プライバシーの保護	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー
1月	緊急時の対応	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー
2月	倫理及び法令遵守	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー
3月	接遇	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー

【外部研修】

実施予定日	研 修 会 名	実 施 者	予定参加者
年間数回	在宅ケア連絡会	手稲区・西区	常勤
年間1回	救命講習会	札幌市防災協会	常勤・非常勤ヘルパー

【その他】

実施予定日	職 員 面 談	実 施 者	参加者
2月	①個別面談	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー
3月	②個別面談	管理者・サービス提供責任者	常勤・非常勤ヘルパー

札幌市障がい者相談支援事業「相談室すきっぷ」

事業方針

- 1 障がいのある方の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実に向けて、コロナ禍の中においても障害福祉サービスや様々な社会資源の円滑な利用と調整を図り、障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる支援体制の構築に向けた相談支援を行う。
- 2 サービス等利用計画に関わる相談支援と同時に不登校や引きこもり、8050問題、触法障がい者や虐待に関わるケースなど、サービス利用だけでは解決できない困難な相談支援においては、地域や医療・福祉・司法・行政などの関係機関と更に連携し支援を進める。
- 3 札幌市から委託を受ける相談室として、社会情勢や地域の実情、社会資源の動向を注視しつつ、サービス等利用計画を中心とした相談や後方支援はもとより、急を要するよろずの相談にも真摯な姿勢で応じ、障がい当事者が運営する社会福祉法人として当事者エンパワメントの視点を大切に、身近で相談しやすい相談支援を行う。

重点項目

- 1 市町村相談支援事業、特定相談支援事業
- 2 地域支援員及びピアサポーターの取組み
- 3 関係機関等とのネットワークの強化

重点項目

1 市町村相談支援事業、特定相談支援事業（計画相談支援）

- (1) 地域に根ざした身近な相談窓口として専門性と経験を活かした相談支援を提供する。また、相談員個人のスキルアップと相談援助技術の習得に向けて、専門的な分野に関わる外部研修に積極的に参加し自己研鑽に努め、相談室の一貫した相談対応と支援水準を更に高める。
- (2) サービス利用に関わる計画相談支援、指定相談支援事業所や関係機関への後方支援、サービスの有無に関わらず基本相談からよろず相談などの多様な相談ニーズや困難ケースに対して、コロナ禍においても適切な相談支援が提供できるよう、感染防止対策を十分に講じた相談環境の整備に努める（オンラインを活用した相談支援の実践）。
- (3) 各関係機関や地域の各種事業所との連携を更に深め、相談者を取り巻く関係者と社会資源・地域住民とが一体となり、安心して地域で生活できる環境整備と支援体制の構築に取り組む。

2 地域支援員及びピアサポーターの取組み

地域支援員配置業務

- (1) これまでの活動で蓄積してきた経験と地域とのつながりを活かし、地域の関係機関、団体、地域住民と連携し、障がいのある方や地域住民がともに安心して生活するためのネットワークを構築する。
- (2) 西区を中心とした社会資源と地域の状況を把握し、地域に対する有効的なアプローチについて検討する。また、他区の地域支援員と情報交換を行い、共通業務と役割の統一化を図り、効果的な支援体制を構築する。
- (3) 災害時支援について、継続して地域住民や関係機関との関係性の構築に努め、災害時要配慮者支援の周知や専門的な助言を行う。また、障がいのある方自身に対しても災害時要配慮者支援の周知および災害に関わる情報提供を行う。
- (4) 感染状況により、オンラインを活用したリモート面談や会議、講演などを積極的に検討し、感染防止対策を十分に講じながら地域や関係機関との繋がりや活動を継続する。

ピアサポーター配置業務

- (1) 配置事業としての活動の安定化と相談支援体制の充実と整備に向けて、2名体制の雇用契約を締結し配置する。また委嘱契約による活動についても、障がい特性や生活状況、本人の希望を考慮しその活動を維持する事とする。これらの多様な立場や状況であっても当事者にしかできない役割を担える体制とする。
- (2) 相談支援業務においては、ピアサポーター自身が自主性を持ってその遂行を目指すものとする。また、地域への啓発活動等においても同様に、企画・立案の段階から主体的に活動を行う。
- (3) 相談者への相談支援、関係機関や地域住民との直接的な関わりから、ピアサポーター自身が実践を通じて多くの経験を積みスキルアップしていく事ができるよう、相談室としてのピアサポーターの育成とサポート環境に留意する。

3 関係機関等とのネットワークの強化

- (1) 西区地域部会の内部組織である「西区相談支援推進会議」にて、西区における計画相談支援を中心とした相談支援に関わる地域課題の抽出と整理を行い、地域課題の解決に向けた体制と支援の連携強化に努める。
- (2) 障がい保健福祉圏域で構成する西区・手稲区・中央区のエリアを中心とした指定相談支援事業所との合同勉強会や意見交換会を継続開催し、連携の強化と社会資源等の情報交換を図る。